

議案第62号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年6月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を定めること」を「等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」に改める。

「第2章 補償及び福祉施設」を「第2章 補償及び福祉事業」に改める。

第6条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護補償

第10条の次に次の1条を加える。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けて

いる場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合

第12条第1項第2号中「18歳未満である」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項第3号中「18歳未満」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること」に改め、同条第3項第2号中「193」を「201」に改め、同項第3号中「212」を「223」に改め、同項第4号中「4人」を「4人以上」に、「230」を「245」に改め、同項第5号を削る。

第13条第1項第5号中「18歳に達した」の次に「日以後の最初の3月31日が終了した」を加え、同項第6号中「18歳未満である」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

第17条の見出しを「（福祉事業）」に改め、同条各号列記以外の部分中「施設をする」を「事業を行う」に改め、同条第1号中「施設」を「事業」に改め、同条第2号中「療養生活の援護」の次に「、被災職員が受ける介護の援護」を加え、「施設」を「事業」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第24条中「2万円以下」を「10万円以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2章の章名の改正規定、第12条第3項の改正規定、第17条の改正規定及び第24条の改正規定並びに次項の規定は、平成7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成7年8月1日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。